

日本労働年鑑 第28集 1956年版  
The Labour Year Book of Japan 1956

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第三章 賃金対策

第四節 最低賃金制案

労働基準法第二八条は、「行政官庁は、必要であると認める場合においては、一定の事業又は職業に従事する労働者について最低賃金を定めることができる」とし、同第二九条第一項で「最低賃金に関する事項を審議させるために、中央賃金審議会及び地方賃金審議会を置く」と定められている。

労働基準法施行後三年をへて昭和二五年設けられた中央賃金審議会は三二回の総会と九回の打合会、四二回の専門審議会をへて、ようやく本年四月三〇日の総会で最低賃金に関する答申案を決定し五月二日答申をおこなった。しかしながらこの答申は決して全産業にわたるものではなく、対象業種として

- (1)人絹織物製造業
- (2)家具建具製造業
- (3)玉糸座繰糸製造業
- (4)手すき和紙製造業

の四種をえらんでいる。それはこれら四業種が、(1)低賃金の実態を有すること、(2)その分布が全国的であること、(3)産業区分がはっきりしていること、(4)その経営が比較的小規模の企業によっておこなわれていること、によるものとされている。一般産業の労働者を対象とする最低賃金制は慎重な検討を必要とするので、さしあたって右四業種について判定するというのであるが、それさえもきわめて抽象的な案に終わっているのは、最低賃金制にたいする資本家の反対がいかにか根づよいかを物語っている。答申の主要点はつぎのとおりである。

(答申の要旨)

一、最低賃金制は低賃金の下で働く労働者の保護と企業の公正競争の促進とを目的として制定されるべきものであるが、同時に産業の発展を図って善意の経営者が自主的にこの制度を守るよう考慮する必要がある。

一、最低賃金制はまず低賃金の四業種から始め、次第に適用業種を拡大することが適当である。

一、最低賃金額は労働者の正常な生活を保障するのが目標であるが、経営者の賃金支払能力を併せて考慮すべきである。また地域的に差異があるので具体的に検討するため、主要産地に労使公益三者構成の地方賃金審議会を設けるべきである。

一、最低賃金を支払うためこれらの業種に対し金融的措置、減・免税、協同組合化など

行政的措置を講じ、政府はわが国の最低賃金制の体系、金額および影響を考え、なるべく速く実効性ある最低賃金制の確立を期すべきである。

一、最低賃金の算定は二〇歳独身男子労働者を基準とし、それ以下の年少労働者には年齢により段階を設ける。

すでに本年鑑第26集(四〇一ページ以下)および第27集(八九〇ページ以下)でふれたように左派社会党は最低賃金法案要綱を作成していたが、右派社会党でも一九五四年二月二六日に最低賃金法案要綱を発表した。それは経営参加法と最低賃金制を結びつけたことや、最低賃金を支払えない企業については支払資金金融公庫をつくり、労使ともに毎月賃金の三%をつみたてる(三年後返済)ことなどを特色としている。この両派社会党案はそれぞれの最低賃金保障金融公庫法案とともに本年の第一九国会に提出されていたが、政府・保守党では、このような全産業にわたる最低賃金制は時期尚早として反対した。

しかしながら、両派社会党の案が別々にであるとはいえ、ともかく国会に提出され、また総評でも一九五二年一月に法案を作成しており(本年鑑第26集三九八ページ以下)、このたび中央賃金審議会の答申が右のようにおこなわれたことは、やはり、最低賃金制の実施へむかって一步を進めたものとして注目される。

日本労働年鑑 第28集 1956年版

発行 1955年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2002年3月5日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1956年版(第28集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---